

平成 27 年 文化会予算書および助成金申請書作成マニュアル

申請のない団体は助成金なし、今年度から一律助成金は廃止しました。予算書の内容を検討して文化会が助成金金額を決定します。

必ずしも申請した金額がもらえるわけではありませんのでご了承ください。また、前年度の部長会議や文化会行事の参加率、予算書や決算書の提出期限を守れたか等を検討して、上記の助成金金額よりペナルティーとして差し引きます。差し引きした金額は文化会予算として、再分配に使います。

・予算書作成における注意事項

- 1, 金額は、パソコンで入力する。
- 2, 金額を記入する欄においては3桁ずつカンマ(,)を記入する。
- 3, 書類を提出する前に一部ずつコピーを必ず手元に残しておく。
- 4, 提出書類が複数になる場合はクリップまたはホッチキスでとめる。
- 5, すべての商品について、備考欄に使用目的を書く。

・その他注意点

- 1, 助成対象期間は、平成 27 年 1 月～12 月です。
- 2, 銀行の口座番号は間違えないようにお願いします。
- 3, 助成金受取の口座を必ず作っておいてください。
- 4, 前年度返金が発生した団体は、本年度の支出以下の金額になります。
- 5, 楽器などの助成額は 50%になります。
- 6, 夏、秋湖風の購入品目はそれぞれ別枠で備考欄に記入してください。

・すでに購入したものがあある場合

- ・領収書のコピーを添付して提出してください。
- ・原本は今年度末の決算書の提出時の提出するため、領収書は大切に保管しておいてください。領収書のない物品の助成は認められません。

- ・夏湖風で使用する際に購入した品目の領収書のコピーは必要ありません。

・助成対象外

新歓・合宿等の経費、飲食費、ガソリン代、依頼演奏経費、部室におく備品（ロッカー、本棚、空調など）、ごみ袋、卒業式花束・プレゼント代、交通費、鍵、衣類、打ち上げ用紙コップ・紙皿など

*レンタカー代は、日時と目的を記入したのもののみ認めます。(ただし、合宿等は不可)

*以下の団体は、メインの活動に必要なため、例外として購入を認めます。

グリコン→食べ物、衣服など(グリーン購入法に基づく)

・提出について

予算書作成に必要なエクセルファイルを文化会の HP にのせておきます。

「滋賀県立大学 文化会」で検索してもらい、HP の左側にある「各種配布物」をクリックすると、必要な資料がダウンロードできるようになっています。

文化会のメールボックスにプリントアウトしたものを提出してください。

締切：5月15日（金）

*期日厳守，やむを得ず遅れる場合は文化会まで理由を添えて連絡をしてください。

連絡先

文化会 culture_2013@yahoo.co.jp

27年度追加事項

- ・コピー用紙は助成金対象になります。
- ・振込手数料も助成金対象となりますが、振り込み用紙または ATM レシート等に明記されていることが条件となります。
- ・領収書で印鑑等のないものは無効とします。